

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を減免

納期限が今年4月分から来年3月分の保険料が対象です。
 ●**全額免除**＝新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
 ●**一部減額**＝同感染症の影響で、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①～③全てに該当する世帯
 ①令和4年の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、同3年と比べて3割以上減少する見込み
 ②令和3年の所得合計額が1,000万円以下
 ③収入減少が見込まれない種類の所得について、令和3年の所得合計額が400万円以下
 ※令和3年度相当分の保険料の減免は、同2年と同3年の収入を比較し、同2年の所得で計算。
 他収入等を証明する書類が必要。詳細は問い合わせを
 国民健康保険課 25・6247、後期高齢者医療制度は 25・8536

70～74歳の国民健康保険被保険者へ

負担割合が3割の方で、収入金額が基準以下の方は、申請により負担割合が変更になります。該当する可能性がある方には、申請書を送付していますので、確認してください。なお、今年から、市で合計収入額を確認でき、判定の結果、2割負担となる場合は申請不要です。
 国民健康保険課 25・6247

福祉タクシーチケットの申請はお済みですか

5月上旬に対象者へ申請書を郵送しています。申請がお済みでない方は内容を確認し、郵送で提出してください。申請書が届いていない方は、ご連絡ください。
 障害者手帳の交付を受けていて、個別の障害が次のいずれかに該当する方
 ●視覚障害、下肢障害、体幹障害、移動障害の1・2級
 ●内部障害1級 ●療育手帳A判定 ●精神障害者保健福祉手帳1級
 他入院中の方や特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム(A型)、障害者支援施設、児童福祉施設に入所中の方は対象外
助成内容 600円のチケットを24枚交付(6月～来年5月分)
 障害福祉課 25・9855

市民後見人養成研修説明会

7/21(木)18:30～20:00
 ときわ市民ホール(5の4)
 9/3(土)から開催予定の養成研修を受講する方は参加が必要
 成年後見支援センター 23・1003、23・1118

盲ろう者通訳・介助員養成講座の受講者を募集

視覚・聴覚の障害を併せ持つ方を対象に派遣している、「盲ろう者通訳・介助員」を養成する講習会の受講者を募集します。
 9/17～10/30の土・日曜日(全8回)
 道民活動センタービル(札幌市中央区北2の西7)
 定員2人
 料4,000円程度(交通費・宿泊費別途)
 7/29(金)までに障害福祉課 25・6476

福祉・保険

7/19～8/1は介護保険料「普通徴収」の方の第1期の納期です

7月中旬に、65歳以上の方へ今年度の介護保険料納入通知書を送付します。
 介護保険課 25・5356

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の介護保険料を減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が一定程度減少した方は、申請により保険料の減免を受けることができます。他にも要件がありますので、ご相談ください。
 介護保険課 25・5356

介護保険料の減免と支払いの猶予

災害や失業、長期入院、その他特別な事情で保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免や支払猶予を申請することができます。
 介護保険課(総合庁舎2階) 25・5356

介護保険負担割合証を発送

7月下旬に、介護保険負担割合証を発送します。負担割合は、本人の合計所得金額、世帯の年金収入、その他の合計所得金額で判定されます。負担割合は、1割・2割・3割のいずれかです。
 事業対象者、または要支援・要介護認定を受けている方、申請中の方
 介護保険課 25・6485

新しい国民健康保険証を送付

7月末までに、新しい国民健康保険証(70～74歳の方には国民健康保険証兼高齢受給者証)を送付します。8月からは、新しい保険証を使用してください。
 国民健康保険課 25・6247

国民健康保険・後期高齢者医療制度に関する傷病手当金の期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者のうち、給与等の支払いを受けている被用者で、次のいずれにも該当する場合は、傷病手当金が支給されます。
 ①新型コロナウイルスに感染、または発熱等の症状があるため感染が疑われ、就労することができなくなった
 ②給与等(休業手当を含む)の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている
 ③①の理由により3日連続して仕事を休んだ場合で、4日目以降が令和2年1/1～今年9/30の間に属する場合
支給対象期間 連続して休み始めて4日目から、欠勤している期間(給料が支払われていない等の期間)
支給額 1日当たりの支給額「(直近の連続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2」×支給対象日数(支給申請を受ける権利は、労務に服することができない日ごとに、その翌日から2年間)
 国民健康保険課 25・6247、後期高齢者医療制度は 25・8536

夜間・休日の当番医は 北海道救急医療情報案内センター

一般電話からはフリーダイヤル 0120・20・8699
 携帯電話からは 011・221・8699

夜間急病センターの場所・診療時間
 市立旭川病院2階(金星町1番25・0297)
 午後10時～午前7時30分



介護保険負担限度額認定について

介護保険負担限度額認定証の申請・交付

右の表の各利用者負担段階に該当する方は、申請により、介護保険負担限度額認定証が交付されます。この認定証を介護保険施設(短期入所を含む)に提示すると、食費と居住費(滞在費)が軽減されます。
 今年度(8/1～来年7/31)の認定証を希望する方は、8/31(木)までに申請してください。申請には本人と配偶者の印鑑や預貯金通帳の写し等が必要です。

申請先
 介護保険課(総合庁舎2階)、各支所
【詳細】 介護保険課 25・6485、市 25・6485



★＝短期入所(ショートステイ)利用時の金額
 施設①＝特別養護老人ホーム(地域密着型特養を含む)・短期入所生活介護
 施設②＝介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所療養介護
 ※年金収入額には非課税年金(遺族年金・障害年金)も含む。
 ※第2号被保険者の預貯金等の基準額は、1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

利用者負担段階・限度額(日額)			
第1段階 生活保護受給者または世帯全員と配偶者が市民税非課税で、預貯金等が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下の老齢福祉年金受給者			
食費	居住費	施設①	施設②
300円	ユニット型個室	820円	820円
	ユニット型個室的多床室	490円	490円
	従来型個室	320円	490円
	多床室	0円	0円
第2段階 次のいずれにも該当する方 ●世帯全員と配偶者が市民税非課税 ●預貯金等が 650万円(夫婦は1,650万円)以下 ●本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下			
食費	居住費	施設①	施設②
390円 (600円★)	ユニット型個室	820円	820円
	ユニット型個室的多床室	490円	490円
	従来型個室	420円	490円
	多床室	370円	370円
第3段階① 次のいずれにも該当する方 ●世帯全員と配偶者が市民税非課税 ●預貯金等が 550万円(夫婦は1,550万円)以下 ●本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超 120万円以下			
食費	居住費	施設①	施設②
650円 (1,000円★)	ユニット型個室	1,310円	1,310円
	ユニット型個室的多床室	1,310円	1,310円
	従来型個室	820円	1,310円
	多床室	370円	370円
第3段階② 次のいずれにも該当する方 ●世帯全員と配偶者が市民税非課税 ●預貯金等が 500万円(夫婦は1,500万円)以下 ●本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額 120万円超			
食費	居住費	施設①	施設②
1,360円 (1,300円★)	ユニット型個室	1,310円	1,310円
	ユニット型個室的多床室	1,310円	1,310円
	従来型個室	820円	1,310円
	多床室	370円	370円

受動喫煙を防止しましょう

【詳細】健康推進課 25・6315



健康増進法の改正により、令和2年4月から飲食店は原則「屋内禁煙」となりました。経過措置として、条件に当てはまる飲食店は「喫煙可能」にできますが、喫煙場所には20歳未満の立ち入りが禁止され、標識の掲示が必要です。飲食店管理者は、対策と標識の掲示を今一度、確認してください。
 飲食店を利用する方は、望まない受動喫煙を防止するため、喫煙の可否について事前の確認をお願いします。また、喫煙する方は、屋外での喫煙も周囲の方への配慮をお願いします。



健康

歯科受診が困難な方の口や歯に関する電話相談を受け付けています



旭川歯科医師会が運営している旭川地域歯科医療連携室では、寝たきり等で通院が困難な方の歯科治療や口腔ケアに関する相談、訪問歯科診療の申込みを受け付けています。家族や介護サービス施設・事業所等の関係者、医療関係者の皆さんなどからの相談に、歯科衛生士が対応します。気軽に相談してください。

相談内容 歯の痛み、歯茎の腫れ、入れ歯が合わない、うまく食べられない、うまく口腔ケアができない、食事介助が難しい、食事に時間がかかるなど

対 何らかの事情で、歯科受診が困難な方など

相談電話 旭川地域歯科医療連携室 ☎73・3238

受付日時 月～金曜日（祝日・お盆・年末年始を除く）の10：00～15：00

詳 保健総務課 ☎25・6354

8020高齢者の歯のコンクール



80歳以上（昭和17年4／1以前に生まれ）で自分の歯が20本以上ある方の中から、特に歯が健康な方を表彰します。

申 8／5（金）までに、住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきに記入し、上川中部地域歯科保健推進協議会（第二庁舎3階 健康推進課内 ☎25・6315）

がん患者サロンひまわり

内 椅子に座って行うヨガ教室

日 8／10（水）13：30～14：00 **対** がん患者とその家族

定 8人 **他** 「Zoom」による開催

申 電話か電子メール（住所・氏名・電話番号・電子メールアドレスを記入）で、市立旭川病院がん相談支援センター ☎24・3181、✉gansodan@ach.hokkaido.jp

心の健康に関する催し **申** 健康推進課 ☎25・6364
いずれも事前に保健師の個別相談あり

旭川自死遺族わかちあいの会

日 8／19（金）10：00～11：30 **所** 第二庁舎3階

対 自死遺族の方

精神科医師による心の健康に関する相談（予約制）

日 8／31（水） **所** 第二庁舎2階

対 精神科・心療内科への通院歴がない方とその家族

その他

高齢者文化祭の作品を募集

対 市内に住む60歳以上の方

募集作品・出品方法 絵画、書、工芸品、写真（出品は原則として今年制作した作品。2部門まで可。ただし、1部門1人1点まで。審査対象は1点に限る）・11／1（火）0：00～15：00に、市民文化会館展示室（7の9）へ持参

展示期間・場所 11／5（土）～7月10：00～16：00、11／8（火）9：00～13：00・市民文化会館展示室

他 優秀作品には表彰あり。詳細は市 ☎で確認を

詳 長寿社会課 ☎25・6457

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染症に係る任意接種の費用を払い戻します

17歳となる日が属する年度の初日から令和4年3／31までにHPVワクチン（2価サーバリックス・4価ガーダシル）を接種し、要件を満たす方に、接種費用等を払い戻します。

対 令和4年4／1に旭川市に住民登録がある平成9年4／2～同17年4／1生まれの女性

他 申請には、ワクチンを接種したことが確認できる書類等が必要。詳細は市 ☎に掲載

申請期限 令和7年3／31

詳 健康推進課（第二庁舎3階 ☎25・9848）



指定難病・肝炎等医療受給者証の更新

「特定医療費（指定難病）」「ウイルス性肝炎進行防止対策・核酸アナログ」「スモン」の各医療受給者証の有効期限が令和4年9／30の方、「特定疾患」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策」の医療受給者証の有効期限が同2年9／30、同3年9／30、同4年9／30の方は同4年9／30（金）までに更新手続きが必要です。

詳 健康推進課 ☎25・6315

食生活改善地域講習会

食生活改善推進員や栄養士が講話等を行う講習会を、今年度、市内で30回開催します。日程や会場等は電話でお問い合わせください。

詳 保健指導課 ☎23・7816

特定健診・後期高齢者医療健診とがん検診セット型健診

日 8／17（水）＝豊岡地区センター（豊岡11の3） ● 8／31（水）＝愛宕公民館（豊岡7の9） **他** 協会けんぽ等の他保険の家族（被扶養者）も利用可 **申** 実施日の1週間前までに旭川がん検診センター ☎53・7111 **詳** 国民健康保険課 ☎25・9841、後期高齢者医療健診は ☎25・8536

胃・肺・大腸がん巡回検診

実施日	受付時間	会場
8／9（火）	9：00～10：00	さくらおか幼稚園（旭町1の16）
8／10（水）	9：00～10：00	豊岡地区センター（豊岡11の3）
8／17（水）★	9：00～11：00	豊岡地区センター（豊岡11の3）
8／18（木）	8：30～10：00	旭神みどり野会館（旭神2の4）
8／18（木）	9：00～10：00	大町小学校（大町1の1）
8／22（月）	9：00～10：00	天理教上川分教会（旭町2の4）
8／23（火）	9：00～10：00	ニュー金の湯（南1の26）
8／24（水）	9：00～10：00	東神楽農協旭川支店（南2の21）
8／25（木）	9：00～10：00	愛宕公民館（豊岡7の9）
8／31（水）★	9：00～11：00	愛宕公民館（豊岡7の9）
8／26（金）	9：00～10：00	啓明地区センター（南5の25）

★印の日は国保特定健診・後期高齢者医療健診も受診可。事前に申込みが必要

他 申込み不要。持ち物や検診料等は問い合わせを。大腸がん検診は、当日会場で受付。後日、便を提出

※旭川がん検診センター（末広東2の6 ☎53・7111）でも受診可。希望者は同センターに申込みを。

詳 健康推進課 ☎25・6315

